

平成28年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成28年9月6日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主事 原島 賢一君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
若者定住化対策室長	山宮 忠仁君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	天野 成浩君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	原島 政行君	教 育 課 長	守屋 吉彦君
病院事務長	河村 光春君		

平成28年第3回奥多摩町議会定例会議事日程[第1号]

平成28年9月6日(火)

午前10時00分開会・開議

会期 平成28年9月6日～9月16日(11日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	---	議長定例町議会開会・開議宣告	---
2	---	会議録署名議員の指名 1番 木村 圭 議員 2番 大澤 由香里 議員	
3	---	会期の決定について	決定
4	---	議会関係諸報告	---
5	---	町長あいさつ	---
6	議案第60号	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度奥多摩町一般会計補正予算(第3号))	承認
7	議案第61号	奥多摩町学校教育施設整備基金条例	原案可決
8	議案第62号	奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第63号	奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第64号	奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第65号	奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例の一部を改正する条例	原案可決
12	認定第1号	平成27年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
13	認定第2号	平成27年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
14	認定第3号	平成27年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
15	認定第4号	平成27年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託

16	認定第5号	平成27年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託	
17	認定第6号	平成27年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託	
18	認定第7号	平成27年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託	
19	認定第8号	平成27年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	決算特別委員会付託	
20	報告第1号	継続費の精算報告について	---	
21	報告第2号	平成27年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について	---	
22	報告第3号	平成27年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について	---	
23	報告第4号	奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成27年度分）の報告について	---	
24	議案第66号	訴えの提起について	原案可決	
25	---	陳情の受付について	陳情第3号	経済厚生常任委員会付託
			陳情第4号	経済厚生常任委員会付託

(午後1時16分散会)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（須崎 眞君） これより平成 28 年第 3 回奥多摩町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

1 番 木村 圭議員

2 番 大澤 由香里議員

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定について、を議題とします。

本件につきましては、去る 8 月 31 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告願います。

宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成 28 年第 3 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 8 月 31 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります。本日から 9 月 16 日までの 11 日間とすることに決定をいたしました。

次に会期中の諸日程であります。配付してあります会議予定表をご覧ください。

まず上程された議案は、全 26 件であります。本日及び明日 9 月 7 日の 2 日間で審議を行います。なお、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、2 件と報告されましたので、9 月 7 日、本会議終了後、経済厚生常任委員会を開催し、審査を願います。

次に、一般質問であります。本会議 3 日目の 9 月 9 日に行います。通告者は 10 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようお願いいたします。

一般質問終了後、常任委員会に付託し、審査が行われた請願・陳情についての採決を行います。

次に、9 月 13 日及び 14 日の 2 日間で、議長と議会選出監査委員を除く、委員 10 名で構成する決算特別委員会を開会し、平成 27 年度の各会計の決算に関する審査を行い、14 日に採決を行います。

次に、9 月 16 日の本会議 4 日目は、本定例会の最終日であり、決算特別委員会に付託し、審査が行われた、平成 27 年度全 8 会計の決算についての委員長報告及び採決を行います。

次に、本日の審議内容について申し上げます。配付してあります提出案件一覧及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについては、単独上程の上、即決。

次の議案第 61 号 奥多摩町学校教育施設整備基金条例につきましても、単独上程の上、即決で。

次の、議案第 62 号から議案第 65 号までの一部改正条例の 4 議案につきましても、それぞれ単独上程、採決につきましてもそれぞれ即決と決定しております。

次に、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 会計の決算認定議案については、一括で上程され、会計管理者からの説明終了後、報告第 1 号をはさみ、報告第 2 号及び報告第 3 号として、一括で平成 27 年度決算における、健全化判断比率及び資金不足比率についての報告があります。

次に、滝島代表監査委員による、決算並びに健全化判断比率等の審査報告を行っていただきます。代表監査委員の審査報告終了後、認定第 1 号から認定第 8 号までについては、決算特別委員会に審査を付託することに決定しております。なお、暫時休憩をとり、正副委員長の間選も行われる予定となっております。

次に、報告第 4 号として、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての報告があります。

次に、議案第 66 号の訴えの提起について、につきましては、単独上程の即決と決定しております。

本日の審議は、この議案第 66 号をもって終了し、補正予算審議については、本会議 2 日を明日 9 月 7 日に再開し、審議することと決定しております。

本会議 2 日目は、議案第 67 号から議案第 73 号までの平成 28 年度の一般会計を初めとする、特別会計補正予算の 7 議案について一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、会期中に町長提出議案の追加案件が上程される予定でございます。この追加案件については、議会最終日に議会運営委員会を開催し、取り扱いを審議の上、上程する予定であります。

以上が上程別、採決別取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が、効率的かつ円滑に進行できますよう、議員各位並びに理事者のご協力をお願いし、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は本日から 9 月 16 日までの 11 日間とし、議案の上程別及び採決別についても、あわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 9 月 16 日までの 11 日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進め

たいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶があります。

河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。

本日、平成28年第3回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。

初めに、本年はオリンピックイヤーであり、8月5日から21日の間に行われました、リオデジャネイロオリンピックでは、日本代表選手団は、前回ロンドン大会を上回る史上最多となる41個のメダルを獲得し、そのうち12個が金メダルと好成績を挙げました。リオデジャネイロオリンピックで示した日本選手団の活躍、あわせて正々堂々と競技に挑む姿は、我々に感動、勇気、笑顔を与えてくれました。

特に私は、日本の選手でドーピング違反者がいないことも誇りに思えると同時に、そのような正々堂々とした日本国の首都東京で、4年後にオリンピック・パラリンピックが開催されることは東京都の自治体の町長としても非常に期待をするとともに、諸外国の選手やスタッフ、応援者などに対し、どのようなおもてなしができるか、今から準備しなければならないという思いも強くいたしました。

また、開催国と次回の開催国とが行う「フラッグハンドオーバーセレモニー」には先の都知事選挙で就任されました小池百合子氏が出席し、リオデジャネイロ市長からバッハIOC会長を経て、小池都知事へとオリンピックフラッグが手渡され、いよいよ東京オリンピックの番であり、4年後のオリンピック・パラリンピックに向け、奥多摩町を世界に誇れる町にすることが私の使命であると強く思ったところであります。

次に、平成27年3月をもって閉校となりました、旧古里中学校などの活用でございますが、地域の活性化、若者の定住化などを図るために、株式会社JELLYFISHから提案された「奥多摩日本語学校」を実施することで決定し、去る7月14日に契約の締結を行いました。

選定の理由は、町の第5期長期総合計画を達成するために必要な事業が見込まれ、町の重点施策である「奥多摩創造プロジェクト」の達成に効果があると判断をいたしました。

また、企業誘致や定住化対策のほか、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、来遊者も年々国際化することが見込まれることから、国際的な感覚の醸成や多言語の普及が必要であることから、奥多摩の政策とも合致をいたしました。

次に、町では災害時の被害状況の確認や各種事業での活用に向けて、無人飛行機、通称ドローンの活用に関する共同研究を「大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所」と今年度より始めることを去る7月11日にプレス発表をいたしました。

複数のドローンを同時に運用できるネットワークの構築、人工知能による航空管制システム等の開発を今後2年間で目指すものであります。

次に、現在建築しております町営若者住宅小丹波第1と町営若者住宅棚沢坂下の入居者を、8月5日から9月20日まで募集をしております。この事業は、第5期奥多摩町長期総合計画でも重点施策としている事業であり、長期総合計画前期5カ年で、おおむね50戸を整備することとしております。これにより町が抱えております少子高齢化に対応し、地域活力の向上を目指すものであります。

このような町営住宅等の建設地は事業の趣旨などを理解していただき、町に寄付などをしていただいた物件となりますので、地域住民皆様の協力を得ながら今後も推進してまいります。

次に、国民の祝日に関する法律の改正により、今年から8月11日は「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」ことを趣旨として、国民の祝日「山の日」となりました。観光立町を標榜する当町においては、さらなる観光振興を図ることを目的に、観光協会などの関係団体が一体となり「山の日」の関連イベントを行いました。

また、新たな観光関係では、JR東日本八王子支社が快速「お座敷みたけ清流号」を川崎から奥多摩間を運行するなど、新たな取り組みもスタートいたしました。また、外国人記者に説明などを行う「奥多摩ファムトリップ」などもJR東日本八王子支社と連携して行うなど、従来の観光にない新たな事業もJR東日本八王子支社と連携して行っております。

このようなことは、当町は長年培ってきた観光振興が着実に芽生え、JR青梅線奥多摩駅などの乗降客数の増加など、実績が認められ、関係者の努力が反映されたものと考えております。今後も奥多摩観光を推進する所存であります。

次に、9月4日には災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び奥多摩町地域防災計画に基づき、「第40回奥多摩町総合防災訓練」を町、消防署、奥多摩町消防団、青梅警察署などと地域住民が連携して行いました。

町及び防災関係機関、住民等が一体となって防災訓練を行うことにより、機関相互の協力体制の緊密化と防災計画の運用習熟化を図り、あわせて住民の防災行動力と防災意識の向上を図ることを目的に、16自治会の地域で出火防止訓練、避難参集訓練、初期消火訓練等を実施いたしました。実施しましたこの結果は、参加人員、町災害対策部員19名、消防署職員41名、消防団員160名、警察署等関係機関の職員29名、地域住民893名、合計1,142名でありました。この訓練では、一部の地域でAEDを使用した応急救護訓練も実施をいたしております。

この日に先立ち、8月23日に原自治会では防災訓練が行われ、消防署職員5名、地域住民12名が参加されました。また、9月5日には日原地区で、消防署職員9名、消防団員5名、地域住民33名が参加し、防災訓練が行われました。町全体としては、関係機関職員、地域住民等合わせて1,206名の参加により、有事に備えた防災意識の高揚と確認を行いま

した。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきまして申し上げます。

議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第 61 号 奥多摩町学校教育施設整備基金条例は、公立学校施設整備費補助金を受けて建設した、旧古里中学校の財産処分を行うに当たり、基金条例を制定するものであります。

議案第 62 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、規定を整備するものであります。

議案第 63 号 奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例は、中山間地定住促進ゾーン及び山間地定住促進ゾーンについて、町に譲与等された建物や土地をいなか暮らし支援住宅等として有効活用を図るため規定を整備するものであります。

議案第 64 号 奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例は、防災備蓄倉庫新設に伴い、規定を整備するものであります。

議案第 65 号 奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例の一部を改正する条例は、旧古里中学校の体育館、グラウンド、テニスコートの利活用を図るため、規定を整備するものであります。

次の認定第 1 号から認定第 8 号までにつきましては、平成 27 年度奥多摩町一般会計を始め、特別会計、企業会計、計 8 会計の歳入歳出決算の認定をいただく案件でございます。

報告第 1 号 継続費の精算報告については、平成 27 年度に終了した継続費の精算について、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 2 号及び 3 号の 2 件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成 27 年度決算における奥多摩町健全化判断比率と、奥多摩町資金不足比率について、算定基礎事項を記載した書類とともに、監査委員に審査を行っていただきましたので、その意見を付して議会に報告するものであります。

報告第 4 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により報告するものであります。

議案第 66 号 訴えの提起については、99 カ年地上権設定地の期間満了に伴う、地上権抹消登記について、不動産登記法第 63 条の規定に基づき、裁判所の認容の判決による抹消登記を行うためのもので、地方自治法の規定に基づき議会の議決をいただくものであります。

議案第 67 号から議案第 73 号までにつきましては、現在執行しております平成 28 年度奥多摩町一般会計及び特別会計の 7 会計の補正予算であります。

以上、専決処分 1 件、条例の新設・一部改正議案が 5 件、決算認定 8 件、報告案件 4 件、

訴えの提起 1 件、補正予算案 7 件、計 26 件であります。

また、会期中には北氷川橋補修工事請負契約について、奥多摩町教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて、奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについての 3 案件を追加で提出させていただき予定であります。

具体的な内容につきましては、所管の課長から説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても、今後の事務事業執行の上で必要不可欠なものでありますので、ご審議をいただき決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、東京都知事選挙は 7 月に執行され、冒頭でも申し上げましたとおり、小池百合子氏が当選されました。また、その都知事選挙の前には、副知事人事も行われ、4 名体制となり、新たに 3 名の副知事が誕生いたしました。そのような中、6 月 23 日は、新たに就任されました中西副知事が当町に来庁され懇談をいたしました。

私の政治信条は、都知事や副知事が代わっても変わることなく、職員時代から築いてまいりました東京都との信頼関係を一層深め、奥多摩町が第 5 期奥多摩町長期総合計画で目指している「人 森林 清流 おくたま魅力発信！ 住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち 奥多摩」に向け、粉骨砕身、職員と一丸となって邁進する所存でありますので、議員皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。平成 28 年第 3 回奥多摩町議会定例会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度奥多摩町一般会計補正予算、第 3 号、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号））につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、議会を招集する時間的余裕がないことから、平成 28 年 6 月 28 日に専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により、その内容を報告し承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書でございますが、平成 28 年度奥多摩町一般会計について補正を行いました。理由でございますが、東京都知事選挙の執行により、予算の補正が必要になったことから行ったものでございます。

補正予算書をご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 916 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62 億 3,361 万 2,000 円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。都支出金のうち、都委託金は916万2,000円を追加し、都支出金の合計を26億1,351万8,000円とするもので、今回の歳入補正額は916万2,000円を追加し、歳入の合計額を62億3,361万2,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち選挙費は916万2,000円を追加し、総務費の合計を9億2,305万8,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の916万2,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の62億3,361万2,000円とするものでございます。

以上で議案第60号の説明を終わります。ご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第60号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第60号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第60号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第60号について、承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第60号については承認されました。

次に、日程第7 議案第61号 奥多摩町学校教育施設整備基金条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第61号 奥多摩町学校教育施設整備基金条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

理由につきましては、公立学校施設整備費補助金を受けて建設した、旧古里中学校の財産処分を行うに当たり、基金条例を設定する必要があるためでございます。

旧古里中学校の校舎は、昭和59年度に公立学校施設整備費補助金を受けて建設したもので、このたび廃校に伴い普通財産として有償で貸与するに当たり、この財産処分制限期間が60年と定められていることから、文部科学省の財産処分に関する規程に基づき、文部科学大臣の承認が必要になるとともに、今後施設を貸与することにより発生する賃料を、学

校教育施設整備の財源として国庫納付金相当額以上に積み立てる必要があるため、新たな基金条例を整備するものでございます。

次のページをお開きください。新規の条例でございますので、条文の内容をご説明をさせていただきます。第1条では、基金の設置の目的を、奥多摩町立学校教育施設の整備に必要な資金を積み立てるため基金を設置すると定めるものです。

第2条では、基金の積立額について、一般会計歳入歳出予算で定める額とするものです。

第3条では、基金の管理方法を金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと定めるものです。

第4条では、基金の運用について、必要があると認めるときは基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券にかえることができると定めるものです。

第5条では、基金の運用益金の処理について、予算に計上してこの基金に編入することを定めるものでございます。

第6条では、繰替運用について、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用できる規定を定めるものです。

第7条では、処分について学校教育施設整備の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができるものと定めるものでございます。

第8条では、委任について定めるものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第61号 奥多摩町学校教育施設整備基金条例につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第61号の質疑を行います。質疑はありますか。

9番、原島幸次議員。

○9番（原島 幸次君） 9番原島でございます。1点だけ、条例の件でお聞きしたいんですが、第4条で、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる、その有価証券というのは、例えばどういうものなのか、ちょっと教えていただければありがたいなと。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 9番、原島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町では基金を設けておりますけれども、その中で確実な方法ということで、一般的には都債、あるいは国債等の購入を予定しております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。5番、小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 5番小峰です。旧古里中はJ E L L Y F I S Hにお貸しするという形になったわけですがけれども、その賃貸料というのは、ここの基金になるということでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 5番、小峰議員のご質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃられるとおり、これから先お貸しをすることに伴いまして、賃料、再来年までは月15万でございますけれども、それ以降、平成30年の10月1日からは月額23万ということでございます。このいただいた賃料をそっくり基金に積み立てて、学校教育施設の施設整備のためだけに使うという目的の基金でございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第61号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第61号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第61号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第61号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第62号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 天野 成浩君 登壇〕

○住民課長（天野 成浩君） それでは、議案第62号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）等が平成28年3月31日に公布されたことに伴い規定を整備するものでございます。

この条例の改正は、延滞金の計算にかかわる改正、法人町民税の税率の改正、行政不服審査法の改正に伴う改正、固定資産税の非課税の規定の改正、軽自動車税環境性能割の導入による改正、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例にかかわる規定、特定施設に対する固定資産税、わがまち特例の割合の規定、熱損失防止改修工事を実施した住宅にかかわる固定資産税の特例、最後にその他の改正などの規定を整備するものでございます。

条例説明文及び新旧対照表もございしますが、お手元に配付をさせていただきました奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の改正概要によりご説明を申し上げます。

概要版 1 ページをご覧ください。

1 の延滞金の計算にかかわる改正では、個人住民税及び法人住民税にかかわる延滞金の計算期間等について、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて規定を整備するもので、条例第 19 条、第 42 条、第 47 条、第 49 条を改正するものでございます。

なお、平成 29 年 1 月 1 日以降の期間に対応する延滞金、または当日以後に申告書の提出期限が到来する地方税について適用がされます。具体的には申告をした後に、減額更正がされ、その後さらに増額の更生、または修正申告があった場合は、増額更生または増額修正申告までの期間を延滞金の計算期間から控除して計算することになります。

本規定の適用は平成 29 年 1 月 1 日でございます。

次に、2 の法人町民税の税率の改正では、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴い、条例第 33 条の 4 で法人税割の税率を現行 12.1% から 8.4% に改定するものでございます。この改正は、消費税率 10% の段階において、地域間に税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の法人税割の一部を交付税の原資化することに伴う改正でございます。そのため、本規定の適用は、平成 29 年 4 月 1 日となっておりますが、消費税率引き上げ時期の延期に伴い、今後の地方税法の改正後、改めて適用日を変更する条例改正を行いたいと考えております。

次に 2 ページをお開きください。

3 の行政不服審査法の改正に伴う改正では、条例第 18 条の 2 で、不服申し立てを審査請求に改めるものでございます。本規定の適用は、公布の日からでございます。

次に、4 の固定資産税の非課税の規定の改正では、条例第 55 条及び第 58 条で独立行政法人労働者健康安全機構法の改正に伴う所要の改正を行うものです。なお、当町においては、この法律に基づく該当施設はございません。本規定の適用は公布の日からでございます。

次に、5 の軽自動車税環境性能割の導入による改正では、平成 28 年の税制改正により、平成 29 年 4 月 1 日から軽自動車税に環境性能割を設け、現行の軽自動車税を種別割とするものです。なお、消費税率の引き上げ延期に伴い、軽自動車税環境性能割の導入が平成 31 年 10 月 1 日に変更となることが閣議決定されております。そのため、今後の地方税法の改正後、改めて適用日を変更する条例改正を行いたいと考えております。

環境性能割が課税されるのは、軽自動車税を購入する際に 1 回で、税率では下表にあるように、環境負荷の低い電気自動車などが非課税となり、燃費基準などの性能が高いほど税率が低くなっており、適用日以降に購入する車が対象となるものです。

種別割は従来の軽自動車税に当たりますので、毎年課税されます。条例では、平成 26 年、平成 27 年に一部改正が行われており、既に軽 4 輪自動車等は特例として、環境性能がすぐれている車種において、税率の軽減が適用されております。

次に 3 ページをご覧ください。今回の軽自動車税の改正については、条例第 81 条で軽自動車税の新たな納税義務者の区分である環境性能割と種別割の規定を整備し、条例第 82

条で軽自動車税等の売買時等の課税対象についての規定を整備し、条例第 82 条の 3 から条例第 82 条の 8 で、新設された環境性能割についての規定を整備し、条例第 18 条の 3、条例第 81 条から条例第 93 条で、現行の軽自動車税を種別割という名称に改めるものでございます。条例附則第 13 条の 2 から条例附則第 13 条の 6 で、環境性能割の課税徴収、減免、税率などの特例についての規定を整備するものでございます。

なお、環境性能割とは現在の自動車取得税にかわるものであるため、今回、町が条例に規定いたしますが、当分の間は東京都が賦課徴収を行うこととされております。

条例附則第 14 条では、グリーン化特例として、昨年度に新規取得されました車両に適用されましたが、これが 1 年延長する規定となるものでございます。

次に、6 の特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例にかかわる規定では、条例附則第 4 条、医療費控除の特例を定めたもので、一定の要件の下、自主服薬推進のためにスイッチ O T C 薬の購入費を年間 1 万 2,000 円を超えて支払った場合、年間 10 万円を限度とし、その購入費用のうち、1 万 2,000 円を超える額を所得から控除することを可能とした規定の整備でございます。ただし、この特例の適用を受ける場合には、従来からの医療費控除の適用を受けることができなくなります。本規定の適用は平成 30 年 4 月 1 日からでございます。

最後に 4 ページをご覧ください。7 の特定施設に対する固定資産税のわがまち特例の割合の規定では、条例附則第 8 条の 2、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で、電気自動車による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備等にかかわる課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入するものでございます。

当町においては、国が示す一般的な割合を規定するものでございます。なお、わがまち特例とは、従来の法律で一定に定めていた課税標準等を各自治体の自主的判断で決定できることとしたものでございます。本規定の適用は公布の日からでございます。

次に、8 の熱損失防止改修工事を実施した住宅にかかわる固定資産税の特例では、条例附則第 8 条の 3、地方税法の改正において熱損失防止改修工事にかかわる適用期限が平成 30 年 3 月 31 日まで延長されたことにあわせ、特例の適用に必要なとなる手続規定が改正されたことによる条文の規定の整備を行うものです。

最後に、9 のその他改正といたしまして、平成 27 年改正条例附則第 5 条、町たばこ税に関する経過措置では、条例第 19 条の改正に関連するもの以外は、規定の整備的な改正でございます。本規定の適用は公布の日からでございます。

以上で、議案第 62 号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 62 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 62 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 62 号について、討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 62 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 62 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 63 号 奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

若者定住化対策室長。

[若者定住化対策室長 山宮 忠仁君 登壇]

○若者定住化対策室長(山宮 忠仁君) それでは、議案第 63 号のページをお開きください。

議案第 63 号 奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明をいたします。

理由につきましては、第 5 期奥多摩町長期総合計画の土地利用計画に定めてございます、中山間地定住促進ゾーン及び山間地定住促進ゾーンにつきまして、町に譲与等をされた建物や土地をいなか暮らし支援住宅等として有効活用を図るため、規定を整備する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の 25 ページをご覧ください。新旧対照表の右側が旧の条文、左側が新の条文となり、改正部分となる下線部分に沿ってご説明いたします。

初めに、第 2 条中の設置につきまして 2 行目の下線部分。「いなか暮らし支援住宅等を別表のとおり設置する。」を「第 5 期奥多摩町長期総合計画で規定している若者定住促進ゾーン以外に、いなか暮らし支援住宅等を設置する。」に改め別表を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。これまでいなか暮らし支援住宅の活用対象となる住宅につきましては、別表を用いまして、物件ごとの名称及び位置などを定めてまいりました。しかしながら、この方法ですと寄付などにより、譲渡されました住宅を活用する際に、全て条例改正の手続を経た上でなければ周知や募集することができず、活用方針が定まってから実際に入居をしていただくまでに一定の時間がかかってしまうことが、これまでの住宅を取り扱った結果、実態としてわかってまいりました。

このため、平成 28 年第 2 回奥多摩町議会定例会におきまして、議決をいただきました奥多摩町若者定住支援住宅活用条例と同様に、それぞれの住宅が該当する定住促進ゾーン

により設置し、今後事業を実施していく上で迅速な事業推進と、定住促進を図るため、改正するものでございます。

以上で、議案第 63 号奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例につきまして説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 63 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 63 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 63 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 63 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 63 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開いたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 10 議案第 64 号 奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 64 号 奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、防災備蓄倉庫新設に伴い規定を整備する必要があるためでございます。

防災備蓄倉庫につきましては、各自治会や学校など、29 カ所に設置をしておりますが、常磐自治会から地理的な状況から、現在設置してある場所だけでは有事の際に対応が厳しいという要望があったことから、新たに設置するものでございます。

条例改め文をごらんください。

別表第1は、設置位置について規定をしております。ここに第30号として、今回新設いたします備蓄倉庫の位置を規定するものでございます。また、別表第2は、備蓄倉庫の設置目的を効果的に達成するため、管理を各自治会に委託することとして、その委託団体を規定しております。ここに第24号として、今回新設いたします備蓄倉庫の管理を常磐自治会に委託する規定を定めるものでございます。

なお、別表第1と別表第2の数に差異がございますが、これは学校等の備蓄倉庫は町が管理をしているためでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第64号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第64号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第64号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第64号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第10 議案第64号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第64号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第65号 奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 守屋 吉彦君 登壇〕

○教育課長（守屋 吉彦君） 議案第65号 奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、引き続きスポーツ・コミュニティ施設として使用していくことが決定した、旧古里中学校の体育館、グラウンド、テニスコートの利活用を図るため、規定を整備する必要があるためでございます。

旧古里中学校の体育館につきましては、昭和60年度に建設したもので、この建物の建設に際し、当時の文部省から補助金を受けておりますが、この財産処分制限期間が45年と定められていることから、文部科学省の財産処分にかかる規定により、同施設の転用に関

する財産処分の報告をする必要があるものです。

ただし旧古里中学校校舎の有償での貸与の場合と異なり、学校施設をスポーツ・コミュニティ施設として町が引き続き管理する公共施設への転用となりますので、補助金相当額を基金に積み立てる必要はなく、また財産処分の申請書ではなく、報告書の提出で足りるものでございます。

改正内容につきましては、改正文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。

恐れ入りますが、新旧対照表 27 ページをごらんください。第 2 条の改正でございますが、スポーツ・コミュニティ施設の名称中、日原スポーツ・コミュニティ会館を、日原スポーツ・コミュニティ施設に、旧古里中学校を川井スポーツ・コミュニティ施設に改めるものでございます。

次に別表の改正ですが、スポーツ・コミュニティ施設の施設名称中、日原スポーツ・コミュニティ会館を、日原スポーツ・コミュニティ施設（体育館）に、旧古里中学体育館を、川井スポーツ・コミュニティ施設（体育館）に。旧古里学校校庭を、川井スポーツ・コミュニティ施設（グラウンド）に、旧古里中学校テニスコートを川井スポーツ・コミュニティ施設（テニスコート）に、それぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 28 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 65 号 奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 65 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 65 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 65 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 11 議案第 65 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 65 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 認定第 1 号 平成 27 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 13 認定第 2 号 平成 27 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 14 認定第 3 号 平成 27 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15 認定第 4 号 平成 27 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 16 認定第 5 号 平成 27 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 17 認

定第 6 号 平成 27 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 18 認定第 7 号 平成 27 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 19 認定第 8 号 平成 27 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

[会計管理者 原島 政行君 登壇]

○会計管理者(原島 政行君) 認定第 1 号から認定第 8 号までの平成 27 年一般会計歳入歳出決算を初めとする特別会計、企業会計の決算につきまして、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付すべくその提案の説明を申し上げます。

なお、本件につきましては議会運営委員長からの報告がありましたとおり、決算特別委員会を設置し、審査を付託することになりましたので、一般会計、特別会計、企業会計の順に概要の説明を申し上げます。

初めに、認定第 1 号 平成 27 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。

決算書の 3 ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、歳入の収入済額の合計は、3 ページの表の一番下の行でございます、66 億 1,120 万 883 円で、対前年度比 3,230 万 8,675 円、0.5%の増となりました。

その主な要因は、平成 26 年 4 月からの地方消費税率の引き上げ分の交付による地方消費税交付金の増額。また、町の大きな財源の 1 つとなっている地方交付税の増額。そして、国庫支出金の子ども子育て支援新制度施行に伴う保育所措置費負担金。社会保障税番号制度システム整備費等補助金の増額など、町税、繰入金、町債等は減額がございましたが全体では前年度に比べて増額となりました。

また収入未済額につきましては、町税のほか 663 万 7,765 円で、対前年度比 709 万 7,169 円、51.7%の減となりました。なお地方税法第 18 条により 621 万 2,341 円の不納欠損処分を行いました。詳細につきましては事務報告書の 104 ページをご覧くださいと思います。

次に、4 ページからは歳出でございますが、6 ページをお開きください。

歳出の支出済額の合計は、6 ページの表の一番下の行にあります、63 億 8,407 万 7,293 円で、対前年度比 178 万 4,303 円、0.03%の増となりました。

その主な要因は、商工費、消防費、教育費、公債費等が減額になっているものの、災害対策用職員住宅、庁舎建設基金積立金、国勢調査費等の総務費、クリーンセンター煙突解体を含みます衛生費、小丹波地内若者住宅建設、棚沢地内若者住宅建設を含みます土木費等が増額となりました。

その結果、歳入歳出と歳入歳出差引残高は 2 億 2,712 万 3,590 円となります。

なお平成 27 年度に執行した個々の事業につきましては、事務報告書に詳細が載っております。

ますので後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、123 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の2億2,712万4,000円が実質収支額となりました。なお124ページ以降の財産に関する調書につきましてはご参照いただきたいと思います。

次に、認定第2号 平成27年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

奥多摩都民の森は、山村の生活体験や登山、自然体験及び森林作業体験など、都民が自然と触れ合う場の拠点として、平成5年7月にオープンした東京都の施設であります。平成18年度より指定管理者として運営を行っております。

決算書の1ページをお開き願います。

歳入の収入済額の合計は7,483万8,425円で、対前年度比176万8,763円、2.4%の増となりました。

2ページをご覧ください。

歳出の支出済額の合計は、7,274万7,289円で、対前年度比165万8,876円、2.3%の増となりました。

次に、9ページの実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の209万1,136円が実質収支額となりました。

次に、認定第3号 平成27年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

山のふるさと村は、都民の健全なレクリエーション需要に対処するため、自然利用の拠点として奥多摩湖畔に施設を整備し、東京都内に残存する貴重な自然を広く都民に親しんでもらうことを目的に、平成6年度に全面オープンした東京都の施設であります。平成18年度より指定管理者として運営を行っております。

決算書の11ページをお開き願います。

歳入の収入済額の合計は1億6,688万9,445円で、対前年度比7万3,724円、0.04%の増となりました。

12ページをご覧ください。

歳出の支出済額の合計は1億6,414万773円で、対前年度比72万4,973円、0.4%の増となりました。

次に、19ページの実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の274万8,672円が実質収支額となりました。

次に、認定第4号 平成27年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

国民健康保険事業の運営は、依然厳しい状況にあり、安定した事業運営を行うためには、適正な課税徴収による収入の確保はもとより特定健診などの受診率の向上と保健事業の拡充により、疾病の予防を図り医療費の抑制に努める必要があります。

決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入の収入済額の合計は、2ページの表の一番下の行にあります8億7,986万2,683円で、対前年度比3,108万9,412円、3.7%の増となりました。収入未済額は594万2,294円で、対前年度比152万999円、20.4%の減となり、不納欠損額は42万3,100円で、対前年度比44万6,900円、51.4%の減となりました。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

歳出の支出済額の合計は、4ページの表の一番下の行にあります8億7,061万8,919円で、対前年度比4,302万6,600円、5.2%の増となりました。

次に、23ページの実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の924万3,764円が実質収支額となりました。

なお財産に関する調書につきましては、24ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第5号 平成27年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

後期高齢者医療事業は、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため、老人保健制度にかわる新しい制度として平成20年4月に創設されましたが、平成27年1月の医療保険制度改革骨子において、制度創設後の激変緩和策として、国費により行っていた特例的な保険料軽減措置について段階的に縮小し、低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則として本則に戻すこととされております。

決算書の25ページをお開き願います。

歳入の収入済額の合計は、1億9,236万7,898円で、対前年度比439万9,317円、2.2%の減となりました。収入未済額につきましては108万4,300円で、対前年度比100万1,800円、48%の減となりました。不納欠損額は86万8,200円で、対前年度比86万8,200円の皆増となりました。

次に26ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は1億8,906万6,351円で、対前年度比620万1,311円、3.2%の減となりました。

次に34ページの実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額330万1,547円が実質収支額となりました。

次に、認定第6号 平成27年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

介護保険事業は、第6期介護保険事業計画に基づく平成27年度から平成29年度までの

事業運営期間の初年度であり、介護保険法関係の大幅な改正がありました。

決算書の 35 ページ、36 ページをお開き願います。

歳入の収入済額の合計は 36 ページの表の一番下の行にあります 8 億 2,471 万 6,364 円で、対前年度比 182 万 2,420 円、0.2%の減となりました。収入未済額につきましては 215 万 5,400 円で、対前年度比 15 万 9,000 円、6.9%の減となりました。なお不納欠損額は 94 万 7,400 円で、対前年度比 123 万 5,200 円、56.6%の減となりました。

次に、37 ページ、38 ページをお開きください。

歳出の支出済額の合計は、38 ページの表の一番下の行にあります 7 億 9,845 万 2,830 円で、対前年度比 898 万 730 円、1.1%の減となりました。

次に 53 ページの実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額 2,626 万 3,534 円が実質収支額となりました。なお財産に関する調書につきましては、54 ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第 7 号 平成 27 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

平成 11 年 7 月全面供用開始となりました小河内処理区の 28 年 3 月末現在での水洗化率は 99.6%、奥多摩処理区につきましては、28 年 3 月末現在での水洗化率は 69.4%となりました。奥多摩町全体の普及率につきましては 77.5%となりました。

決算書の 1 ページをお開きください。

歳入の収入済額の合計は 14 億 4,983 万 6,022 円で、対前年度比 2 億 5,807 万 9,551 円、21.7%の増となりました。収入未済額はありますが、対前年度比で 1,176 円の皆減となっております。なお不納欠損額は 1,176 円で、対前年度比 1,176 円の皆増となりました。

次に、2 ページ歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は 14 億 4,983 万 4,548 円で、対前年度比 2 億 5,807 万 9,589 円、21.7%の増となりました。なお、この増加の主な要因は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事及び奥多摩処理区長期債元金償還金の増によるものでございます。

次に 14 ページの実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、歳入歳出差引額の 1,474 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 8 号 平成 27 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について説明申し上げます。

決算書の 1 ページ、2 ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますが収入決算額は 2 ページの上段の表の一番上、4 億 7,339 万 397 円。支出決算額は下段の表の一番上、4 億 7,405 万 8,537 円で、収支差引額 66 万 8,140 円が単年度収支として赤字となっております。医療費用に対する医療収益の割合は 58.5%で、前年度の 58.7%と比較し 0.2%の減となりました。

次に、3 ページ、4 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございますが、収入決算額は4 ページの上段の表の一番上 1,000 万円、支出決算額は下段の表の一番上 2,856 万 5,631 円で、収支差引額は 1,856 万 5,631 円の不足となりました。

この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。この資本的支出は寸庭医師住宅改修工事及び奥多摩病院冷却水ポンプ等交換工事などがございます。

なお業務内容等詳細につきましては、決算書の 21 ページ以降また事務報告書に詳しく記載しておりますので、ご覧いただきたいと思ます。

以上、認定第 1 号から認定第 8 号までの決算につきまして提案の説明をさせていただきましたが、決算認定の意義につきましては、申し上げるまでもございませんが、歳入歳出予算の執行結果を総合的に確認し、今後の予算編成や財政運営に生かしていくという大切な意義がございますので、慎重なご審議をいただきましてご認定を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

次に、日程第 20 報告第 1 号 継続費の精算報告について、報告を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 報告第 1 号 継続費の精算報告についてをご説明いたします。

本報告は、平成 27 年度に終了した継続費の精算につきまして、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により行うものでございます。

次のページをご覧ください。継続費精算報告書でございます。事業名ははとのす荘建設事業。年度は平成 25 年度、26 年度、27 年度の 3 カ年で継続実施したものでございます。

最下段の計をご覧ください。左から全体計画欄では、年割額が 11 億 8,570 万 3,000 円。その財源内訳は、国都支出金が 7,768 万 6,000 円。その他財源が 4 億 4,000 万円。一般財源が 6 億 6,801 万 7,000 円でございます。その右中央の実績欄でございますが、支出済額が 11 億 8,570 万 2,360 円。財源内訳は国都支出金が 7,768 万 6,000 円。その他財源は 4 億 4,000 万円。一般財源が 6 億 6,801 万 6,360 円です。

右側の比較の欄でございますが、年割額と支出済額の差は 640 円。財源内訳のうち特定財源の変動はなく、右端の一般財源が 640 円の残となります。

以上で、報告第 1 号 継続費の精算報告について、説明を終わらせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、報告は終わりました。

次に、日程第 21 報告第 2 号 平成 27 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について、日程第 22 報告第 3 号 平成 27 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について、以上 2 件は関連がありますので、一括して報告を願います。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは報告第2号 平成27年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について、及び報告第3号 平成27年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明をさせていただきます。

初めに、報告第2号 平成27年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づきご報告するものでございます。

表の左から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率となっております。それぞれの表の上段に記載されております、横棒のバーという記号と数字につきましては、平成27年度の決算後における当町の数値でございます。また、それぞれの表の下段に括弧で記載されている数値は、早期健全化基準で実質赤字比率は15%、連結実質赤字比率は20%、実質公債費比率は25%、将来負担比率は350%が基準とされ、4つの比率のうち、1つでもこの基準を超えた場合には、直ちに早期健全化計画を策定し、議会の議決を受けなければならないとされております。

それでは内容について順にご説明を申し上げます。

初めに、実質赤字比率とは一般会計等における決算が黒字であったのか赤字であったのかを示すもので、当町の場合では、一般会計及び一般会計に属する特別会計の都民の森特別会計、山のふるさと村特別会計における実質赤字額を標準財政規模で除した数値であらわします。なお当町における標準財政規模は26億1,332万7,000円となっております。

また平成27年度実質赤字比率につきましては、表に横棒のバーという記載になっておりますが、これは一般会計を含む3会計の決算が黒字であったことを示すものでございます。

内容につきましては、一般会計を含む3会計で2億3,196万4,000円を繰り越しておりますので、規則に基づき計算をいたしますと、当町の実質赤字比率はマイナス8.87%となりますので、この表の上では、プラスの数字が赤字比率として表記をされることから、黒字は規則により横棒のバーという記載になっております。

次に連結実質赤字比率につきましてご説明をさせていただきます。

連結実質赤字比率は、当町における全ての会計の決算状況が赤字であったか黒字であったかを示すもので、一般会計、特別会計、公営企業会計を含め全8会計が対象となります。

内容につきましては、一般会計を含む3会計の繰越金が2億3,196万4,000円。特別会計では、国民健康保険特別会計など3会計の繰越金が3,880万9,000円。公営企業会計では病院事業会計及び下水道事業会計の剰余金が2億258万8,000円で、合計4億7,336万1,000円の黒字となっていることから、連結実質赤字額を標準財政規模で除した数値については、マイナス18.11%となり黒字の決算となっております。

よってこの表の上では、実質赤字比率と同様にプラスの数字が赤字比率として記載をされますことから、黒字は規則により横棒のバーという記載になっております。

次に実質公債費比率についてご説明をさせていただきます。

実質公債費比率は、一般会計における公債費と、公営企業会計等の公債費の償還に充てられた一般会計からの繰出金との合計額等を標準財政規模で除した数値であらわします。平成 27 年度決算における当町の実質公債費比率につきましては、表の上段に記載しておりますとおり 5.7%になっております。実質公債費比率につきましては、平成 27 年度、単年度でも 5.7%ですが、当該年度を含め過去 3 カ年の単年度実質公債費比率の平均値であらわしますので、過去 3 カ年の平均が 5.7%ということで、これは昨年に比較し、0.6 ポイント改善をしております。

次に将来負担比率についてご説明を申し上げます。

将来負担比率とは、一般会計及び公営企業会計における地方債の残高や、職員の退職手当など現時点において将来的に支払いが見込まれる額から、基金などこれに充当可能な額を差し引いた総額を分子に、標準財政規模から地方交付税に算入される公債費充当額を差し引いた総額を分母といたしまして算出した数値でございます。

この指標は町に 1 年間に入る収入額と、蓄えてある基金等の額が将来支払っていかねばならない公債費等に対して、現在どのようなバランスの状況にあるかを判断をするものでございます。

当町の平成 27 年度決算における将来負担比率につきましては 2.5%で、前年度と比較し 1.6 ポイント改善をしております。これは、分子では地方債残高が、下水道事業の終了に伴い 4 億 2,700 万円増加したものの、充当可能基金等が前年度に対し 4 億 6,000 万円増加をしているということ。または分母では、標準財政規模が前年度に対し 1 億 1,000 万円ほど増加したことなどによるものでございます。

これら 4 指標につきましては、地方公共団体の財政の健全化に対する法律に基づき公表を始めました平成 19 年度以降でございますが、9 年間の数値の推移を達観いたしますと、各指標ともに毎年順調に低下をしてきております。

以上で、報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。

次に、報告第 3 号 平成 27 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてをご説明させていただきます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、ご報告するものでございます。

この表は、病院事業会計、下水道事業特別会計の順に記載してございますが、資金不足比率につきましては、公営企業会計における資金が不足しているのか足りているのかを判断する指標でございます。資金不足比率の内容につきましては、それぞれの会計における流動資産から流動負債を差し引いた額がマイナスになりますと資金不足ということで、計算式により比率計算を行った上で、表の上段に数値を記載するところですが、プラスの場合は資金が足りているということで、比率の表記は行われず横棒のバーの表記をすることとなっております。

下段に括弧をして 20.0%と表記をしておりますが、これは早期健全化基準で、この基準を超えた場合は経営健全化計画を策定し、議会の議決を得なければならないというふう

に定められております。

当町における公営企業等 2 会計の平成 27 年度決算における流動資産から流動負債を差し引いた額は、病院事業会計がプラス 2 億 258 万 7,000 円。下水道事業特別会計がプラス 1,000 円と、いずれの会計も資金不足の状態にはないことから、横棒のバーという記載となっております。

以上で、報告第 2 号及び報告第 3 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明及び報告は終わりましたが、平成 27 年度の各会計決算、並びに健全化判断比率、資金不足比率については、それぞれ監査委員の審査に付され、お手元にその審査意見書の写しが配付されております。

本日は、滝島代表監査委員にご出席をいただいておりますので、審査の経過、及び結果について、ご報告いただきたいと思ひます。滝島代表監査委員。

〔代表監査委員 滝島 勇一君 登壇〕

○代表監査委員（滝島 勇一君） 皆さん、こんにちは。ただいま「決算審査報告並びに財政の健全化に関する審査報告」のご指名をいただきました、代表監査委員の滝島勇一でございます。お時間をいただきまして、ご報告申し上げたいと思ひます。

まず、決算審査の結果について、ご報告申し上げます。

このたび、地方自治法の規定により、審査の対象となりましたのは、平成 27 年度の奥多摩町における次の会計の歳入歳出決算で、一般会計、都民の森管理運営事業特別会計、山のふるさと村管理運営事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計の 7 会計でございます。また、地方公営企業法の規定により、審査の対象となりましたのは、同じく、平成 27 年度の奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算でございます。

審査実施日は、平成 28 年 7 月 25 日、8 月 2 日、3 日、4 日の 4 日間で、審査実施者は、師岡伸公監査委員と私、滝島でございます。

審査手順につきましては、報告書に記載のとおりでございますが、平成 27 年度の全ての事務事業につき決算審査を行い、各課長及び係長から、所管事務事業のうち、主たる事業の必要性、有効性につき意見聴取を行い、あわせて職員の担当者意識についてもヒアリングを行いました。

次に、審査結果ですが、平成 27 年度の奥多摩町における全 8 会計の決算書類は、関係法令に準じて作成されており、関係帳簿及び会計伝票並びに証票類とも照合の結果、決算の計数に誤りはなく、預金残高とも符合し、基金の運用状況及び予算の執行も、適正かつ正確であり、歳入、歳出とも妥当であったことを認めます。

次に、審査概要ですが、お手元の審査意見書、2 ページの（1）一般会計から、5 ページの（9）基金の状況までに、それぞれの会計における状況と内容について記載してござ

いますので、恐れ入りますが、詳しい説明は割愛させていただきます。

また、個々の会計への審査意見につきましても、6ページから7ページに記載してありますので、ご参照いただくこととし、総括的なことを申し上げ、審査意見の報告とさせていただきます。

お手元の審査意見書、7ページから総括として記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

平成27年度は、町政施行60周年と第5期長期総合計画の初年度に当たる年であったが、歳入は前年比0.5%増、歳出は前年度とほぼ同額で、財政は前年に引き続き、健全に推移し、財政調整基金を1億1,700万円、減債基金を6,100万円積み増すことができた。そして、はとのす荘建設事業、若者住宅建設事業、奥多摩処理区下水道整備事業等の懸案事項が順調に処理されたことは同慶の至りというほかはない。

財政が順調なときであればこそ、長期的に将来を展望し、幾つかの懸念材料を指摘しておきたい。第1は、はとのす荘の問題である。60周年記念町民特別宿泊事業があったにもかかわらず、月間で黒字となったのは2回だけである。ホテル業は最盛期に合わせて従業員を雇う必要があり、閑散期には人が余る。したがって、冬は本業以外で稼がなければならぬがこれが難しい。規模に応じた固定費の負担がとても重い。来春、廃業を予定する旅館の主によると、車社会の発達とレジャーの多様化により、奥多摩は泊まりがけで来るところではなくなってしまったとのことである。しかも、世間には過剰とも思えるサービスを安く提供するホテルがあふれ、ネットで簡単に比較可能である。

コンサルタントの予測の誤りに責任を転嫁することは簡単であるが、それでは問題の本質的な解決につながらない。要するに集客力に比べて規模が大き過ぎたのである。これからの経営責任をどこが負うのか、実に難しい問題ではあるが、真摯に立ち向かわなければならない。

第2に、援助、支援の問題である。安倍政権の努力にもかかわらず、景気は一向によくない。若者は、子育ての費用を削減しても老後に備えて貯蓄に邁進する。将来の不安感がある限り消費が増えるはずがない。町では安い分譲地を用意し、貸し家を安く提供する。自宅を新築した者には建築費を補助し利子補給もする。子育て費用は、児童手当保育料から給食代、果ては通学費まで。とにかく支援策のオンパレードである。

国の政策ありきという点では、いたし方ない面もあるが、心貧しい町民を生む結果になりはしないかという懸念が残る。

いなか暮らし支援住宅についても15年後に行われる贈呈式に際し、親は子どもたちに胸を張れるであろうか。成人した子どもたちは親を尊敬の目で見られるだろうか。新築住宅への補助金や利子補給も、本当に相手の人格尊重になっているのだろうか。若い住民を増やしたいという町の事情はわかるが、度が過ぎると甘えを生む。子育て支援についても、過剰な給付は親の自立支援をむしろ、子どもの人格形成によくない影響を与えるように思う。本来的には地場産業を興し、将来に明るい希望を持てる町にするしか方法はないので

ある。

高齢者福祉をここで同列に論じることには多少の無理があろうが、状況に応じて意識的に突き放すことも必要なのだとは、介護の現場を知る人がよく口にすることである。面倒を見過ぎると依存心が強くなり自立心が希薄になる。結局は自分自身がしっかりするしかないのだということを教える必要があるであろう。

多分景気は2度とよくならない。過剰な給付を再検討し、もう少し辛抱強く生きようという教育的視点に立った施策を検討するべきではないのだろうか。

第3に、町の将来の基幹産業である。それは、林業と観光業しか考えられない。それらが栄え、それにつれて町に人が入ってくるのが本来あるべき姿である。先日、天皇皇后両陛下が訪問され称賛された、黒姫のC. W. ニコルさんのアフンの森がよい例である。彼が長年かけて丹精し、努力した結果であることは論を俟たないが、町でもできないこととは思われない。

現在のスギ、ヒノキの山に手を入れ続けることにどんな夢があるのであろうか。お荷物と化したに近い今の山をナラ、カシ、ブナの森にかえることは不可能なのであろうか。そしてそれを手入れする若者が増え、紅葉を楽しむ人たちが町を訪れる。東大卒の女性が山仕事を希望する時代であり、実際にスギ、ヒノキの山をオークの森にかえようと頑張っている人たちが奥多摩にも存在する。難しいことは間違いないが、やってみるだけの価値はある。町がチャレンジングなことを始めたと知れば、給付なしでも自然と若者は集まってくる。町のファイティングスピリットを切に望むものである。

最後に、情けないというほかない自然破壊が行われている。私は越沢線林道の工事現場を見て涙が出そうになった。山が泣いているとしか表現のしようがない。不必要に広い道を入れるために山を削り、発破で大きな岩を崩している。それなりの理由はあるのであろう。しかし、これほど行政と庶民感情とが乖離することは珍しい。来客を怒らせて帰すようなことをしておいて、観光が売り物ですとは何と白々しいことであらうか。人は感動にお金を払う。ニコルさんが森にかけた愛情の深さに人は感動する。愛情のかけらもない、恥ずかしいとしか言いようのない工事は、即時中止から規模を縮小するべきである。

次に、先ほど報告がなされましたが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により審査に付されました平成27年度奥多摩町における健全化判断比率算定書類、及び資金不足比率算定書類に関する審査の結果についてご報告申し上げます。

審査実施日は平成28年8月23日で、審査実施者は師岡監査委員と私でございます。

審査手順につきましては、報告書に記載のとおりでございます。

また、審査結果につきましては、算定基礎事項を記載した書類と総括表とを照合の結果、計数等は全て正しく、適正に書類が作成されていたものと認めます。

なお、実質公債費比率は前年度を下回り、抑制することができましたが、今後も継続して、負担適正化に努める必要があります。

また、将来負担比率も、新規借入の抑制、基金の積み増し等により、対前年比1.6%の

下落を見ましたが、今後、下水道事業の将来負担を考えると、引き続き、堅実な財政運営がなされる必要があると考えます。

以上をもちまして、平成 27 年度の決算審査、並びに財政の健全化に関する審査結果につきましての議会報告とさせていただきます。お時間をいただきまして、まことにありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、滝島代表監査委員の報告は終わりました。滝島代表監査委員、大変ご苦労さまでした。あわせて、議会選出の師岡監査委員につきましても、ご苦労さまでした。

お諮りします。ただいま上程の認定第 1 号から認定第 8 号までについては、議長及び議会選出監査委員である師岡議員を除く、委員 10 名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

お諮りします。

会議の途中であります。ここで、暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

なお、休憩中に、決算特別委員会の正副委員長の選出を行い、ご報告を願います。

それでは、午後 1 時から再開といたします。

午後 0 時 13 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） 休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を報告いたします。決算特別委員会委員長に 9 番、原島幸次議員、同副委員長に 7 番、宮野亨議員、以上のおり選出されました。報告を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上のおり、決算特別委員会委員長は、9 番、原島幸次議員、副委員長は 7 番、宮野亨議員に決定しました。会期中に審査が終了するようにお願いします。

次に、日程第 23 報告第 4 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成 27 年度分）の報告について、報告を求めます。

教育課長。

〔教育課長 守屋 吉彦君 登壇〕

○教育課長（守屋 吉彦君） 報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成27年度分）の報告について、ご説明をさせていただきます。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を報告するものでございます。

報告書の1ページをお開きください。

第1の点検及び評価の実施について、第2の点検及び評価の実施方針について、につきましては、この報告書を作成するに至った経緯、点検及び評価についての目的や実施方法につきまして記載しております。

3ページをお開きください。

第3といたしまして、平成27年度におきます教育委員会の活動状況についての報告でございます。

3ページから5ページ上段までは、毎月開催しております教育委員会定例会及び臨時会の会議内容を、5ページ途中から6ページにつきましては、学校行事、外部への視察等の活動内容につきまして掲載しております。

7ページをお開きください。

第4といたしまして、教育委員会が平成27年度に取り組みました教育行政の基本となる教育目標、及びこの目標を達成するための5つの基本方針を掲載しております。

8ページをお開きください。

第5といたしまして、第4で掲げました5つの基本方針に基づき取り組みました、教育施策としての25の重点項目を、それぞれの基本方針ごとに掲載しております。

11ページをお開きください。

11ページから31ページまでは、町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価となります。第5で定めました25の重点項目ごとに、各分野で取り組みました具体的な事務事業について点検し、自己評価をしております。

評価につきましては、それぞれの施策、事務事業ごとに、点検結果といたしまして2ページの「別表」にございますように、二重丸が事務事業の取り組みが順調に行われているという記号、以下、丸はおおむね順調である、三角はやや順調でない、バツは順調でないという評価でございます。その点検結果の右側にそれぞれの事務事業についての取り組み概要等を記載しております。

11ページにお戻りください。

この表では、基本方針1の重点項目1につきまして評価をしております。

まず、人権教育の推進と教員の意識の向上につきましては、点検結果といたしまして、おおむね順調に実施している。その下の、特色ある教育活動の推進につきましては、順調に実施しているという自己の点検結果となっております。それ以降、33ページまで、それ

ぞれの基本方針で定める重点項目につきまして、その項目に沿って実施した事業につきまして同様に評価しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

なお、今回の点検評価につきましては、平成 27 年度に実施した事業について、平成 27 年度末の状況で評価をしておりますので、今日現在の状況と相違しているものもあろうかと思いますが、ご理解をお願いいたします。

32 ページをごらんください。

教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項の規定により、毎年その権限に属する事務の執行状況につきまして、みずから点検及び評価を行い、これを教育に関し学識経験を有する方の意見を聞くことが義務づけられており、その意見聴取の結果でございます。

今回は点検評価委員といたしまして、スポーツ推進会会長の原島二三和氏、文化財保護審議会委員の小林奈都美氏のお二人をお願いをいたしました。意見聴取をしている中で、教育委員会の事務事業の執行につきまして、さまざまなご意見を頂戴いたしました。

以上、平成 27 年度分の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の概要につきましてご報告いたしました。

教育委員会では、この報告書を図書館等の施設で公表し、住民皆様からも広くご意見をいただき、点検評価委員から頂戴したご意見とともに、これからの教育行政の適正な事務の管理と執行に生かしていきたいと考えております。

以上で、報告第 4 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成 27 年度分）の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で報告は終わりました。

次に、日程第 24 議案第 66 号 訴えの提起について、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 66 号 訴えの提起について、提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1、訴えの要旨は、99 年地上権設定地の期間満了に伴う地上権抹消登記について、承諾を得られない登記義務者を相手方として、不動産登記法第 63 条の規定に基づき、裁判所の認容の判決による抹消登記を行うために訴えを提起するものでございます。

2として、訴える相手方は 99 年地上権抹消登記義務者（別紙に掲げる者）でございます。

3、管轄の裁判所は、東京地方裁判所立川支部でございます。

本議案につきましては、別紙にございます、9 名を相手方とし、訴訟により抹消登記を

行うため、訴えを提起するものです。

この抹消登記の訴訟の委託先は、公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会とし進めてまいります。

なお、本件は訴訟という形はとりますが、既に権利は存続期間満了により、消滅をしていることから、相手方の出廷がなくても裁判所の認容の判決に基づき、事務的に抹消登記が行われるものでございます。

本事案につきましては、既に平成 26 年第 4 回奥多摩町議会定例会ないし、平成 28 年第 2 回定例会まで、延べ 7 回にわたり 1,103 名を相手方とし、訴えの提起をご決定をいただいているところでございますが、これに今回の 9 名を加えますと、1,112 名となります。現在、訴状は順次相続登記が終わった者から裁判所へ提出しておりますが、被告が 1,100 人以上に及ぶこと、また 1 つ 1 つの筆に複数の地上権がございますことから、5 名の裁判官で法廷を手分けをして、それぞれ個別に並行して審議を重ねていただいているところでございます。

現在までに開廷された訴訟の件数は 135 件、延べ 856 名を対象に訴えを起こしておりますが、このうち既に 106 件、805 名分の判決をいただいております。

今後につきましても、住所の不明な方、あるいは相続権の不明な方などの調査を継続して行い、訴訟による抹消事務を粘り強く継続して行い、一日も早く全ての抹消登記が完了するように努めてまいります。

たび重なる上程となりますが、今一步のところまできておりますので、ご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。提案のご説明とさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 66 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 66 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 66 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 24 議案第 66 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 66 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 25 陳情書の受付について、を議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） それでは、本日お配りしました資料の中の請願書・陳情書の受付についての表を朗読させていただきます。

議請願第3号 平成28年9月6日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長須崎眞。
請願書・陳情書の受付について

議会に提出された陳情2件について、下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第3回定例会。

請願陳情文書表。

番号、陳情第3号、受付年月日、平成28年7月27日、件名、「奥多摩町における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情」

陳情人の氏名、中央区築地6-20-6、東京都飲食業生活衛生同業組合理事長、原田啓助。

番号、陳情第4号、受付年月日、平成28年8月16日、件名、「奥多摩町における受動喫煙防止に関する陳情」

陳情人の氏名、港区芝3-2-12、東京都たばこ商業協同組合連合会会長、水谷章道ほか1名。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 以上で朗読は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第3号及び陳情第4号については、会議規則第37条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号及び陳情第4号については、所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

今会期中に審査を終了するようお願いします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議2日目は、明日9月7日午前10時より開議しますのでご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後1時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員